

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
<http://setagaya-sr.main.jp/>

今月のテーマ

- 70歳就業法案、衆議院通過
- 賃金請求権時効1年延長
- 2020年4月の主な制度変更

70歳就業法案、衆議院通過

希望する人が70歳まで働き続けられるよう、企業に努力義務を課すことを柱とした高年齢者雇用安定法などの改正法案が、衆議院本会議で賛成多数となり、可決されました。今国会での成立を目指し、2021年4月からの実施が予定されています。

企業が高齢者の就業機会を確保する際には、従来の手稲年長や定年廃止、継続雇用制度に加え、起業やフリーランスを希望する人への業務委託、自社が関わる社会貢献事業に従事させることも新たな選択肢となります。

また、副業や兼業の普及を後押しするため労災保険法も改正されます。複数の職場を掛け持ちする人については、すべての労働時間を合算し、労災を認定する際の判断基準とされます。

賃金請求権時効1年延長

残業代などの未払い賃金を請求できる期限（賃金請求権の時効）を、現行の2年から当面3年に延長する改正労働基準法が可決、成立しました。4月1日施行日以降に支払われる賃金から適用されます。

2020年4月の主な制度変更

■ 時間外労働の上限規制（中小企業）

令和2年4月から、中小企業で働く労働者の時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則都市、臨時的な特別な事情がある場合にも上限が設定されます。

■ 同一労働同一賃金

正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。

- パートタイム・有期雇用労働法：大企業2020年4月1日、中小企業2021年4月1日より施行
- 労働者派遣法：2020年4月1日より施行